

山形銀行 自動送金サービス規定

第1条 (自動送金サービス契約の成立)

当行所定の自動送金サービスの申込書の提出を受け、これを当行が承諾したときに申込人と当該サービスに係る契約が成立するものとします。

第2条 (送金指定項目の届出)

自動送金サービスのお取扱いにあたっては、あらかじめお受取人、期間、送金月、送金日、送金額等をご指定のうえ当行へお届けください。当行は、指定された日に指定金額および第2条の手数料を口座振替の方法により申込人の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）から引落しのうえ受取人預金口座へ送金手続を行います。この場合、預金引落通知または振込領収書等の送付は省略させていただきます。

第3条 (手数料)

このお取扱いにあたっては、送金の都度当行所定の振込手数料および取扱手数料をいただきます。

第4条 (送金日)

送金日が銀行休業日の場合は、指定にもとづき前営業日または翌営業日に送金手続を行います。また、指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日に送金手続を行います。なお、当該末日が銀行休業日の場合は、指定にもとづき前営業日または翌営業日に送金手続を行います。

第5条 (送金額)

送金額は、原則として毎月一定金額といたします。ただし、ボーナス月など年2回一定額を加算することが出来ます。この場合、指定月、指定金額は毎年一定といたします。

第6条 (当座小切手の振出または預金通帳・払戻請求書の提出の省略)

指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず、当座小切手の振出または普通預金通帳・払戻請求書の提出は必要とせず、当行所定の方法により手続いたします。

第7条 (指定預金口座の残高不足時の処理)

指定預金口座の残高が送金日（午前9時～午後3時）において指定金額および手数料金額の合計額に満たない場合は、特に通知せずにその月の送金は取止めいたします。

第8条 (送金の取止め・変更など)

送金を取止める場合、または送金内容を変更する場合は、送金日の前営業日までに当行所定の手続をお取りください。

第9条 (解約)

- (1) この契約は、送金期間の満了をもって自動的に解約いたします。
- (2) 指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (3) この契約は、当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものといたします。
- (4) 前三項の場合、解約通知は省略させていただきます。

第10条 (準拠法令、合意管轄)

- (1) この取引の契約準拠法は日本法とします。
- (2) この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第11条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)